

【実際の裁判で問題になった事例】

長時間、多数回にわたる退職勧奨	上司5名が従業員に対して、約4ヶ月間にわたり、30回以上の面談を行い、中には8時間も長時間にわたる面談があり、面談時に「寄生虫」、「他の乗務員に迷惑」等の発言や、大声を出す、机を叩く等の行為があった事案 ¹	違法性肯定 慰謝料 50 万円を認める
	管理職が従業員に対して執拗に希望退職に応じるよう要請し、希望退職期間が経過した後は、暴力行為、嫌がらせ行為、実質業務を与えない等の仕事差別を行った事案 ²	違法性肯定 慰謝料 300 万円を認める
一人部屋に隔離するなどの対応	退職勧奨を行った約4か月間、当該従業員を他の営業部員と接触できない部屋に隔離して勤務させて朝会にも出席させず、他の社員ともほとんど接触させず、実績のほとんど上がらない業務のみを行わせていた事案 ³	違法性肯定 慰謝料 150 万円を認める
従業員の意思決定に不当な影響を与える言動	自ら退職しなければ、勤務成績不良により解雇する旨の発言があり、従業員が退職に応じた（実際には、解雇事由は存在しなかった）という事案 ⁴	退職合意は錯誤により無効 退職時から復職までの給与の支払いを認める
	会社の物品を購入する際に、インスタントコーヒーやヨーグルトなどの私物と考えられる物品を購入したことについて、会社が従業員に対して、横領である旨や告訴や懲戒解雇もあるなどと述べて退職届を提出させた事案 ⁵	強迫行為であるとして退職の意思表示の取消を認める

¹ 大阪地裁判決平成 11 年 10 月 18 日 全日空事件判決

² 東京高裁判決平成 8 年 3 月 27 日 エールフランス事件判決

³ 大阪地裁判決平成 27 年 4 月 24 日 大和証券事件

⁴ 横浜地裁川崎支部判決 平成 16 年 5 月 28 日判決 昭和電線電纜事件判決

⁵ 大阪地裁決定昭和 61 年 10 月 17 日 ニシムラ事件決定